特別
へ10
5286
1

起元德元年五月至同三年二月

兼山秘策　第一

兼山麗澤士辰年十二月十日
鳩巢先生以書賜鶚其兄弟蓋
取諸艮兌二象也

兼山

特
門 つ10
號 5286
卷 1

一一昨十一日新井白石参邸者之一時之間活法結和之儀
元禄之法度之中ニ以長崎出島ニ唐人ハ
如何之儀第之いろ〳〵之儀申出ル新井筑前仕法書之新旧対照
仕方第ニ付私申出ル之儀ハ元禄之仕法ニ筑前仕法書之一ヒ
ら後と之儀ニ付ハ新旧之勘弟之儀ハ
四保前ハ未長ハ四月四つ之刻ハ
万迄ハ第五ツ仕ハ
相之儀ハ私ハ之儀ハ
之仕法之新仕一日萬斗と之儀
長之ハ和ハ一ニ中下ニ人先之儀
事ニ人ハ之法ハ仕ハ
一ニ平之之儀之儀
法

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

四立の家格にて諸人に対砂銀をおこらし是を以て屋敷
而四立に格四人用に成つかうして毛利殿御使
に行て金銀掛屋仕候へ共 御中古戸上て金を無数成久
与多りいて〳〵四巻用ゆて銀に付金銀とかうく
うに成て無数いら成万諸方に位出らさて 当憲院様
御時金銀吹久に伝ゆる金銀多所成大地震ら
四海中大成破損も四修理に所知ゆ諸人業
ゆて万数損ゆ所しら方に金出来銀に用ることふ仕業
らいまつ人ら いまの如金を知ゆ如来も銀計も者上へ
御内ゆ銀ゆ銀ゆの而ゆを伝をてゆ也 異国いさ上へ
御国ゆら異ゆを先に行ら四海ゆ銀吹久に御銀
ゆ 仕付ゆ地震ゆ 河ら海ゆ海ゆらい銀金銀

次久ゆ銀ゆら地震ゆ天災有之万ゆと御前に異
いさゆら銀ふ仕付ゆを 将軍宣下ゆいらゆもれ申
四九つゆさて毛ら行と異いを上に成ふ異名ゆ又地震次異ゆ
大雲出来行ら毛ゆ向い毛万ゆ下のゆら御一月四ゆ成ふ成ゆ
四覚悟ら行ら万 御意ら仕ゆ少遠新井屋新兵衛を忠し
ゆいを人に上意を関ゆ戸ら御者に成ら天下の新を
四新ら行ゆ毛ゆ成ふ成ゆ戸者に成ら毛ゆ私も毛ら居に感涙
むせひゆ当ゆ戸に成ゆを形ら私も感涙に成ゆ
又ゆ戸に御代始ゆ通四勝ゆ四ふ月也ら和漢諸女国家
万異業戸ゆ成ら有御世ゆ成ら毛ゆ 石出ゆ
天ゆ一家に是成ゆ 石出ゆ つゆ成ら毛ら和十七江上ゆ
遠ゆ年に成十三ら成ゆを前業をゆ成ら出ら戸に

一

是いかゝ[illegible]て上を恨[illegible]
[illegible]御横[illegible]
[illegible]
御英[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]上ロ條 [illegible]
[illegible]月十[illegible]日書

先[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

なれども聖人の像を懸奉なをしてゝ座よ悪なをしてゝ
ゝ御らす屏風ゝ之ゝ御ゝ延座北上ゝ之ゝ座て平ゝ対
座てゝ之ゝ御ゝ屏風なをゝ聖賢ゝ像ゝ書て之ゝ
事自称なる事ゝ異ゝ御返ゝ如ゝ上ゝ意ゝ聖ゝ
聖像ゝ御ゝ仏ゝ上ゝ御ゝ対ゝ之ゝ侍ゝ侍ゝ力ゝ
聖人ゝ貴ゝ事ゝ者ゝ也ゝ事ゝ所ゝ侍ゝ侍ゝ力ゝ
きこゝろゝ事ゝ所ゝ侍ゝ侍ゝ力ゝ
孔子ゝ御ゝ事ゝ初ゝ孔ゝ子ゝ家ゝ屋ゝ之ゝ事ゝ
の事ゝ初ゝ孔ゝ子ゝ屋ゝ之ゝ事ゝ釋迦ゝ之ゝ
此事ゝ内ゝ初ゝ孔ゝ子ゝ祇園ゝ御ゝ屋ゝ
ここゝろゝ孔ゝ子ゝ聖ゝ人ゝ
かのゝ位ゝ

一

聖人ゝ之ゝ事ゝ信ゝ可ゝ事ゝ
大切ゝ

一

天平宝徳二年ゝ日ゝ國ゝ中ゝ國ゝ色ゝ大ゝ水ゝ
御ゝ寄ゝ之ゝ事ゝ
御ゝ返ゝ之ゝ事ゝ
事ゝ及ゝ
御ゝ治ゝ世ゝ
長ゝ御ゝ年ゝ
世ゝ道ゝ

有之ゆゑ是ゝ左様ニ中興の主と仰ぎ崇敬し奉る所の名称ハ開宗王漢宣帝唐宣宗ハ以つれも中興の主
ゝ賞ス　御名宣の字　御名ハ成ハ平常ニ口中ニ
九月廿日ヨリ正徳二年常ス　御ふ験ハ成ハ廿八日及
十月朔日大名元信　御出座ハ御療治最初奥
交行院ゝ信ハ道慶数条通ハ法印通ハ院ニ
相勤ゝ　御快ハ行ハ
百ハ　御第一脈ハ人参四逆湯ハ九日ハ
成ハ中ハ御ハ
少ハ　御免ハ成ハ
人参九ハ
上ハ成醫師中ハ

御病ハ　御ハ
御療ハ成ハ　御粥ハ
静ハ廿ハ十二日ハ
強ハ十日ハ暁天
當ハ　御仁ハ
天下のふ幸ハ十日ハ
御他ハ
七二帝ハ
之ハ
開日ハ天ハ
事ハ
御ハ

御ハ

御當家ハ御代々浄土宗有し給ふ故 桂昌院 台德院様
増上寺ゟ御元服ニ成給ひ 大猷院様始め台家よ
成給ふ 御三代上野ゟ九月ニ御出ハ絶ヘ申候 又上野
御祈願所ゟ増上寺の方 御中絶ヘ申候
ハ 桂昌院様 台德院様の御ゟ増上寺へ御願ニ成
御出ニ成ル金銀の事も秋元但馬守へ細ニ仰付
ゟ頼大略出申候金銀迫年御廻ニ成ル ゟ沢山ニ成
ニ成 昔ハ御代々吹替ニ成 仰付ハ秋元但馬守ハ若年ニ
御異意ハ長ゟ御ハ御 乃合ニ成ル故ハ
御不幸ニ成ル下民の難儀ニ成ル ゟ御詰ゟ
銀金銭 寛永年間金銀長ゟ 桂昌院様 台德院様御時代の

通ニ成ル 然ル ハ 九月ハ 御出ハ 秋元但馬守長役人へ 仰付
九月朔日ハ御指詰ニ成ル 廿日ハ 御正月ハ 御出ハ
段々ニ成ル 廿日ハ 有之ニ 御出ハ 御長ハ 御門ハ
但馬守ハ長ハ 御二番ハ 仰付 仰付 御関ハ
仰出ニ成ル 御明ハ 御関ハ
見ニ成ル 仰付ハ 御長ハ 御長ハ
ふ成ル 御発ニ成ル 御発
御出ニ成ル 九月ハ 御出ハ
法事 御長ハ
仰付ハ 別段ニ成ル 御長ハ
御所ハ 御長ハ 御長ハ
成ル 御長ハ 御長ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中条　十月十八日書　壬辰

御遺書

永肖こと

東照宮の神統を彰ゝうさのゝ天下の政事先よ
神德より嗣んゝを以て伝と為ゝ在世れ日経てて
ゝ志の遂ゝる事今より乃て以ふ所を示ゝ所を
主幼く國花ゝ代ゝを見るゝ世の人情を争い意を
たてゝゝ伝相和らゝ所して相疑ゝるゝ形ゝ胡紙
の人も再を同くして水を溶るゝ如ゝ伝を一つゝ心を
長ゝする時に風波の難も見ゝ消へゝ況や今の世の人皆
家刻業の治治平百年れ間を相ゝ相長なる事非ゝ
東照文の神恩よりゝ受るゝあるゝ人ゝ神恩ゝ

難ひ事を世ゝゝ人の左先を捨ゝは右の主幼く國花
ゝ代ゝの事表を以て治ゝ戒ゝ事ゝ志ゝ
らんゝおかて當家ゝ庇護ゝ以ふ所ゝ
天下人民の永年なる所ゝ元天下の岩城大小ゝ
和合治ゝ事ゝ
思ゝ若也

正德二年十月九日御思召

右伝出ゝ

上右の条我国永く金銀を生ゝ事を絶ゝ天下ゝ
財用ゝ乏ゝ事ゝ世の人偽ゝ事表ゝ極ゝ
東照宮御治世の始寛永十七年ゝ及ひて天運の時を
見ゝ所ゝ神德の感ゝ出ゝ所ゝ天下の資ゝ一時ゝ用

けはじめて金銀のせーせ出し事紙幣の始なりいまこ
こ例を開すこれなりて公私費給財用ゆきなる事
是ゆへなるす紙幣の外よりも金銀を求む金高な
濫発せしこと粉おほくこれよりて又我國の資財も
ゆきなる事是ゆえとなるよりい詰也
東照宮の神慮なあるを節なるに寛永年中我國
濫発事を禁せらるゝ也と雖も多しゆえを以て金
銀濫発なるを粉形すなるを以て我國の金銀
ハ悉皆の寶なるしゆえ事世の人非知つき而ゆえ我
又若長なる以来武い異國の中ゆ流出て或ハ共災の
為ゆ焼失也或い神社佛閣衣類財の為ゆ費し
用ゆ而元九十餘年の間我國の金銀大ゆ減し

なる天下の財用相通しい事ゆ始ゆ慶長
年中金銀の法を設め造られ家國通用の金銀又ゆ教
を佐しい紙ゆ也ゆ金銀の不
東照宮の定金銀ゆ大きなるゆ大ゆ高の利
あるこふ造ゆされい金銀の價を賤しく名ゆ利を失ふ
なるゆ事を繰り諸物の價を増し物ゆて高貴し
ゆなるゆて諸物の價い安く金銀の價い安く
賤くなる事なるゆ依ゆい公私費物の新法ゆい也
胡ゆしていゆなるゆ寶貨の品ゆ下同なる事共ゆ
然中中古以来ゆ寶鈔ゆ紙ゆなるて金銀ゆ如ゆ天下
ゆ通用せしめゆ事とゆ紙幣ゆ元祖ゆ来の金銀
なるゆ事ゆ寶物ゆ名ゆ紙幣

家國の民名を家業を捐てて財用を相通じ事
東照宮より歴代この國恩より出る金銀の
價をさのみ貴ぶ物にあらず諸物の價もさのみ貴ぶにあらず
と目れば紙幣ばかりを貴ぶにあらず
旬日の事にて工商れ紙の習ひにあらざるを怪むべきにあらず
只備ふる所 公私費物の物成の事と文芸技を修
するを考へるにあらずして世間の事を事久しく知れる事
此を以て御代の始より常に御定られ給ふ金銀の不
分のこゝろを諸物の價も事なるにふかして天下の物を保
らんこゝろ御初意より出て元和一たびやぶれ法なの如
くなるべし紙幣事い定りさるとうみて中ごろ
と目金銀の品をかのこゝろなるべし迄されば事 元禄て

紙幣事に高値なるべきいたりなくとの金銀を以ての
物なるべし迄されんかは天下は通用し事金銀に倍
を物の出を減し天下の人名を家財の出を失ひ又
工商の利を併ひ公のこゝろ諸物の價
ハ高出を減して高貴しい事も有へからず物の金銀の
物い今をの出を減し諸物の價貴く事いそこの如
よりんとは 公私共物の紙幣とをろハ物卷しさを
まゆ色をこゝろ以当の紙よりもとく事不北御法よりも
こゝ肯新金の事或いは火よりあひて流る也或いは
らしてい折撥こゝ貴を先ひ出事有之也 関西各々
るを始られす先こゝ不を
位ゝこゝ紙の出しく事いこゝ紙出ても金銀の法とも

如くなる事迄さきまて天下へ通用し金の数を
減すべきなり左様にて公儀へ納する分も少しき程なる
又新銀の法度よりも不下りて去年の銀を元銀
ゝく通用の内に貴物の新銀なる故国々にて新銀を造出し
銀するに異なる事なれとも新銀を造出し申す侍共も
られくはしく新銀の元銀の不足なるゆへ迄さきに
申出るに御公儀を尊き色々御仕置天下へ費に天下へ費
と成ゆへ御公儀へ上る異なる事なれ共定法にて
世界公儀へ上る日金銀の不足なるゆへ迄さきに
数の米を減しひしき長法なるゆへ天下の
財用乏しきなる人さ事多く有る上に諸物の
貴賤相異なる事国の金銀に有る上に天下の

百代の後迄の費と成ゆへ諸人いたく困る者を財費の事
を考ひしきを不足をもとのごとくふなる迄さきに事なる
一工高の銀も相異なる故に金銀の不足なるゆへ
なる迄さきに世界へ利を考ひしきも諸物の値
高を減して高貴に成ゆへ去年よりは去年の
御年貢のごとくすべきやうに金銀の不足なるゆへ迄
さきに天下の銀を除られしに若天下へ貴物なる
故に七日通用の金銀を物の米を減せられし事なり
銀世界と成工高の銀を利の米を考ひしゆへ
へうすべきなるゆへ天下の人と共に時を御答
に有ゆへ共いつれの方も金銀の事は国百代に
の為ふ

東照宮定置法の如くに天下の貴賤上下ともに公方を敬ひ仕奉る事

一

寛永十一月十一日

十月廿日申刻御出棺の後天下の諸人悲嘆なき者なし流涙を拭ひ袖濡れ沢山増上寺へ為入い路次万人結縁の御出棺の三日目御出棺なり

駿中納言殿の兵庫頭殿へ御遺物の事

東照宮御遺物の内小袖五つ金子五枚

いかくの寄進の御書付の内に

一

一

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]事の[illegible]三[illegible]
婦人を[illegible]十三日[illegible]
人生の[illegible]
当上様[illegible]
[illegible]
[illegible]

東照宮御代に成て諸国の大名衆を江戸へ人質を出し偏教堂の社
[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

伝れい先年那須の十郎重隆流罪に成入の付て先達て
さん所人の子孫の志仰信濃の而指て出て高野罪科より云
ハ有て流所人の武士の事○仕事を法法外の罪に後義事に
目出度に若き通ら云ふ而れ第に出物者にて御家
出者入者て云い京の西国より馬後に後義者仕事に出者
西国へ流罪の因而に者に先て者に後義細達
御聴に成成方保へ方色に者に相模て先て大様
者者の後人なく有之ゆい高家云 仰付て者に者中者い
年を天下北条事に日刊て出相様に成者文料者も
者こゆ者に者ら 御者に成ゆ中に者 仰付大様
者い相に京出者に私如程後西国に御 相者に者 仰を後に
者 先年富士焼の時り出西京大りの砂行程のけて者 御家分

大り入ゆい先を御者に者ゆ様中も立者い其上に大地震に成部
原大彼候沼に江れも立之に者と新者仕家さい出長倉に仕者
い家の者に者重事に仕新に出の者の者に者の者数す定れに者
出西京儀に立者い出恩を仕出に者に者に者
相相者者者に者い私い出通に出相に者に者に者
者の世に者に者に者に者に者に者に者に者に者
沼者に者に者に者に者い武士の志仕相い長に後者に出今
相に者者に者に者に者に者に者に者に者に者
後者に者に者に者に者に者に者に者に者に者
者に者に者に者に者に者に者に者に者に者
者に者に者に者に者に者に者に者に者に者
者に者に者に者に者に者に者に者に者に者

大久保忠寄の抜擢を以て武士より代官に召抱られ、
先先にも前にも志ある人は後にも有の仕形
仕方数人解紐御免被仰付候上へ達て願中にも異代仕方拙者儀
紐なやうな御沙汰出て御思案変りと
ずくうこうたる御有之君子の龍の恐御貴
由者は私の所見は者も後出の才子にて
言語を計用らし後は古とよ解みて方法と代
動く奉漢の法令の拙を於繁件類聚の於繁穀漢聚
の拙備前等著の異力於主猛虎於魏徴古今著
名初過ぎは新井氏の材繁穀を猛よりは御学術の
学問の繁穀等。要及飛び為は侍人の侍矢く材を者

ゆる道学に志ある者を抜擢なさるべき人材の面
為方命を抜擢の仕方は人を上へ選挙と者と
御高論と云ふ御学問の面を高明
成侍は抜擢の人を知初めと
ひと之本を上に為なさるべく
を愛一方にて種あることを
過ぎ御後を嘆ぜずして空しくして
るやうなる御文の文の所為を貴主を
と為御面を立て面を
主の書を高明と至る法
なく責任負者にて
い無文校正人拙筆と
一

[illegible]

一小笠原信濃守殿御新参被仰付候ハ[illegible]
[illegible]中一人ハ被仰付 御意ハ後信濃守殿ハ[illegible]
引続御[illegible]
[illegible]
先上洛ハ被仰付 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

[illegible]

中も世右之ものゝさすがの人とゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一御遺書に先日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一評定所にて寺社奉行中より[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

正徳の年号に吉凶例唐日本の事跡相考第引と仕林大学頭
或市老中へ物示し年号究メと申時分より存考仕候て御代
ハ今度の年号相使ハ吉と存候事ハ演述と恐入事ハ
事ハ書面に出候ハ吉凶禍福の出所と申事ハ
不吉凶例と云ハ年号ハ国家の出所と相成候ハ
かゝる中年号ハ新帝へ必伝と存候事ハ
ハ吉凶ハ吉と存の例事跡と相考候ハ
の例吉凶ハ沙汰考中ハ相当る迄く中ハ年号ハ年の名ハ
月相てハ義ハ年月ハ国事ハ正の字ハ吉凶ハ一年の始ハ
を正月と申ハ利を祝し中ハ一年の初月を正月と申事ハ
中ハ云ハ十二月ハ皆悪月と申ハ悪ハ相成る様ハ
林家新敬年号ハ出仕原案録中ハ正の字ハ一ヶ止て
書中ハ年号吉の事ハ南北朝ハ人の名の事ハ有之ハ
大学頭ハ年号出る事ハ有之 御代替ハ年号の事考出る
鞠林の文抽を再ハ抽り変なる事ハ人と中ハ朝廷中ハ
一新帝ハ年号ハ先年甲府ハ初る侍従の所ハ伝て御代
方ハ伝ハ中ハ云ハ当ハの 御歴ハ御世ハ成ハ沿革
経書の義理ハ御国風ハ成ハの義ハ成ハ
内有之義ハ中ハ人ハ是一旦の義ハ吉ハ 御国ハ成
思ハ出ハ伝ハ先侍従を侍中ハ初侍ハ詩
係中ハ徳ハ御世ハ成新年ハ二代の時ハ上ハ風化
ハ上の風ハ中ハ後世ハ上ハ可法風化ハ成ハ
上ハ中ハ是今ハ中ハ若ハ若ハ髪の結相
容儀の模様すハ異明の御命を仰ハ中ハ女中の間ハ

の風を慕ひて仁義の教へ下の驚くべき
事中〳〵言葉に及ぶ文王の化国門のり
の間て化し中の美掬く聖徳の豊なる事
仕う光輝を抑ひ事一とまなく
仕えあれば事仕形を仕を
中は七拍一つ乱れ事計
の仕形をなして宮の胴へ流
を表うこと拍子なしていめる
受事若を付る聖人の徳
嘆する正き事を詠し
表うて乱れ一たび
の教へ廃れ表抑志和
事中ら〳〵

事表に中 上表に中 物狂ひ 乱れ 上の御好 好 所 所 所 を
て 仏 仏 仏

決る事と思ひ候へ共、是は当時の制法にて、是は制法にて、是を
ふれの服にて仕事とふれ候へ共、是を本服の紅葉と同事の方に成候
服と著用事非礼なるべく候、増上寺の方にて御法度へ相違仕
候、一統、質計用長袴なる御法度へ
茶屋の者ふれ如、茶屋の者ふれ、酒肉の事、是と法大名流儀なる事、
茶屋と乃ふれ、御法度へ、紅葉服
茶屋なれども、唐さうよ酒なる中日と、茶屋の仕法なり、

一、先江戸、国恤の初、金銀の天、色々なる奢侈、
世間の見くるべき、諸色貴人の物数と、周中申花伯有、所よりなる、
是なる、茶屋博物、ものこと、なるべく、奢服、食事、
先づて、天下万民の、物数華を、御用、所なる、祥日、恩を、
御前、一対、御、紅葉の、敬心、なる、誠意の、御なる、

人、喪の、物数、繕、
当、茶屋、上、茶屋、御、
御、部、茶屋、
御、部、茶屋、
茶屋、
茶屋、

[illegible]

一形井氏節法一[illegible]建[illegible]

[illegible]

[illegible]

当憲院様御制作と今を盛りとかがやかせたまひて
新年ごとに服忌令を付新年に礼法を大略半ば歳毎
に改め父母のために斬衰三年祖父母の為に斉衰
三年伯父叔父兄弟姉妹の為に斉衰三月の服を長五寸巾
四寸の文字を書付給ひ服制を定め給ひ
文昭院様の御代に服忌令を定め給ひ
元英院様御代に服忌令を補足し給ひ
御代代に御追加の令を出し給ひ
ものの日数制定ありしかども元禄の令を改り
ものの日数制定ありしかども元禄の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り
服忌令を書付給ひ服忌令の令を改り

尋常に六人のものあるを
しりいらず意中食あるべし
老と過常の酒を用さる時
を待て常建の林氏御通
さし入れとて
天英院様上方御新井氏
天英院様并御実母様
人と名御礼行
心意御
仰られし武士心意と例
新合の酒肉の平目以後上下
一統酒肉の食
仰付
他と

[illegible]
新井氏ハ[illegible]新井氏[illegible]
[illegible]
[illegible]

人ハ上ニ立テ治ル事ヲ[illegible]ハ天下ノ人[illegible]ハ中[illegible]
[illegible]ハ人ヲ[illegible]ハ同[illegible]
[illegible]
人[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]ハ[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

白河院御代に成て伊勢寺に[illegible]常寂院御
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一月光院様ハ実前法師門ハ西ハ奥方ハ小つまと申候
噂ハ　内西ハ後一度ハ法後御切ハ
相成不申候　尤中ハ内ハ
いとこ方ハ御留置ハ
実前法師後ハ西ハ
実前法師後ハ西ハ
相成ハ　尤若御継ハ法後ハ
相成

[illegible]

一当月十四日本下源兵衛[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

抱扶[illegible]時[illegible]上御出[illegible]又[illegible]待[illegible]
[illegible]何[illegible]御初[illegible]
[illegible]抱[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 桂流[illegible]師[illegible]流[illegible]

[illegible]長[illegible]年 [illegible]藏[illegible]師[illegible]

[illegible]元和二年[illegible]藏 [illegible]二年[illegible]藏[illegible]師[illegible]

[illegible]十六歲[illegible]師[illegible]十六歲[illegible]

[illegible]新井氏[illegible] 桂流[illegible]

[illegible]師[illegible]流[illegible]

[illegible]藏[illegible]

[illegible]永六年[illegible]藏[illegible]師[illegible]

[illegible]二年[illegible]藏[illegible]師[illegible]

[illegible]

[illegible]

上様の家斉卿の御立事書出し候日御使ゟ以て申
渡い御儀ゟ御親族ゟ御新家ゟ御不合一ゟ
御申渡入申い御大家ゟ河ゟ一向ゟ申渡
申ゟ以て時人の口説ゟ感入ゟ又申ゟ
因幡の養平の御懐ゟ奉ゟ初ゟ
大事ゟ時ゟ発ゟ家ゟ御懐ゟ
一大ゟ保ゟ賀ゟ家ゟ御食事ゟ
家様人ゟ御面ゟ申ゟ人ゟ
大ゟ遠ゟ家ゟ時ゟ秋元屋ゟ
出ゟ申ゟ人ゟ御ゟ秋元屋ゟ
御ゟ申ゟ先御ゟの氣家ゟ
御懐ゟ氣ゟ毒ゟ御ゟ

申外北部ゟ申騒ゟ
ゟ一ゟ病死ゟ
多ゟ
部ゟ申ゟ
命ゟ御息ゟ申御合部ゟ
ゟ御ゟ
御ゟ御ゟ
部ゟ
部ゟ
ゟ
部ゟ
ゟ
部ゟ

中略帝ありて元狩の年間に[illegible]
[illegible]第六番[illegible]
[illegible]帝は光[illegible]
一[illegible]雜[illegible]
[illegible]

日のもや周公旦の世のなかりより
[illegible]光武帝[illegible]周公旦[illegible]
[illegible]武帝[illegible]
[illegible]帝[illegible]
[illegible]
[illegible]桃者[illegible]
[illegible]桃者[illegible]
[illegible]桃[illegible]
[illegible]

若還[illegible]者[illegible]
中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

白[illegible]
いで[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 物價近日踊貴候ハヽ中國[illegible]外[illegible]宿番[illegible]京都[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二人ヲ合体仕候様ニ申渡ス右二人之儒者ハ長岡壮人ハ儒者
与同人後勢五人荻生ハ要ヲ事ヲ西ハ門外ニ馬周之長屋
ニ武ヲ飾ル右ハ儒者ハ別ヲ高田有之処其内ニ潜ル内ニ保山
別ヲ内ヲ内ヲ内

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

猶可相[illegible]

一[illegible]長崎商頭[illegible]所 御法度[illegible]

[illegible]

近年諸色の價高く成ぬる細業御留[illegible]

世し日[illegible]中に御法度[illegible]

抜人は彼高利の大要い諸色の價高く成ぬる細五倍に御法度[illegible]

[illegible]

[illegible]

二、過奢を禁し倹約を貴ハ世の常道大小共に[illegible]事なり
[illegible]
倹ならぬ[illegible]
[illegible]
倹を行はれしも三千年来[illegible]
事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
及ぶ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御政務ニ成ル事ニ付テ諸物の價高くなりゆく

一金銀の數多く出る事

近年諸藩世の人中洗ひ前い金銀の出ずるよりは諸物の價上り出
ずいまだ中ごろ拾上の事付て其出を勘し其出を信用なく
なる事の中の高付ずして其出多き物は市出ずるよりも高直なれ
事なれども其物不い金銀を入ずして其數多くいと價賤く成
出ずるかゆえ其事なり（但金銀の數多くなるの價高くなる事いまだしかれども
諸物の價高くなる事十年ないし二十年
間御國中諸州の地東西南北の諸産物出ずる
諸物と其數の諸物有る事古今の同定なる理なれども元祿以前
用の金銀昔ゆえ世人の數信ずる者時代の市賣のゆえ物多く
わたい貴求ひ人の數昔より信ずる諸物の數常に其諸物多く
業なること而るゆえ諸物の價高くなり其事是又定り

物を取る理を業行の業は諸物大凶饉なる時は價貴く相
くなる以ての外元食相人の取一人を業いまされを法て金銀の
數多くなりゆく市賣の中人を入法の事を拾上る為ゆえ
の子細を詳に論ずれば事長くして五十ヶ条
なり

一諸物の運上を云 百姓年貢長崎表高貴の法を取られ年
諸物は運上を差上ずして百姓貴出ずれば諸物の中の差上
物の金銀を取出ずゆえ其價の增加なき為
そこ諸物高くなり諸金銀ゆえ其價の增加なき為
其中書付ずして拾て百姓は價を高成ゆえ
なるゆえ拾ずして拾て百姓は價を高成ゆえ
文祿院様御代の始金上ず御上ず御上ず作法ずして高成

上代事よりはじめて年貢の減じ上げのわけ元祐の比年貢一度高
くなりしより後はなほのこりなく新しき例なり大徳寺大水事の間
高くなりしの年貢減じ
次に長徳長高貴の法改りて白系代類を始め京種まもりて
唐物の價高く如宋事真実事御室より起りしより長代事の
子細こと事多き様にこと書しるしたる大略をこゝに
一大徳を始られし事
大徳いまゝ世に行られしなりうち
元服院様御代成り第御使の事より諸の害流れ
上代御料の国々より上納仕る者と御用取り蔵人所人所掛り出仕
いまゝ無沒及ぶ所なり御勘定を立てゝ出入を相違
上代の事よりはじめ年貢を減じ始まりて有しこと
一當地御倉の御米の数減じ事

じ事御倉の御米御軍用の他の事足りのこ
りし御料の事多き時米を京下りの御料の出ずに必貴米
價いやすく成りしこと近年諸事御米数減じ
御金を以て御料の人々に共後米を買求られ
出る時に必貴米の價高御米
一當地米穀の價位を以て減じ時一斗二升や五升の
價米穀を以て其年貢として徳國のわけ價を天下の御産物の價
准じ物の少い事なく徳わけ高下す人求事を
一御料の御政法りし事
御料地國家の大事なる
事より取り上年諸代官の京事行法此人の公事なる
其所数此事思ひ出られし所の事なり如此の他諸

いろ〳〵と改替の心をこゝろゝ[illegible]ふて及ぶ所其節おもんを
はかり年貢米高を二度宛とり中古ハこれを通〳〵ゝ[illegible]れ事のこゝ
ゝ皆者ゝ[illegible]を富しゝ人ハ農業[illegible]の事ハ力を用ひ[illegible]及ぶ日ゝよ
過[illegible]行[illegible]有ゝ事[illegible]中書[illegible]のゝ[illegible]ハ又[illegible]
一すの風俗を打ちいゝ為者ゝ[illegible]ゝ其[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]人[illegible]の年ゝ[illegible]減[illegible]
[illegible]
一御城中を始め[illegible]有之[illegible]前ゝ[illegible]其数多[illegible]
すゝ[illegible]ゝ[illegible]事
御[illegible]を始め[illegible]御殿を[illegible]
社[illegible]ゝ[illegible]中[illegible]の大小[illegible]事[illegible]
上[illegible]入[illegible]

を[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]の古民[illegible]
[illegible]の京大阪の町人[illegible]の[illegible]
[illegible]世[illegible]結[illegible]又[illegible]事[illegible]
[illegible]
一[illegible]御[illegible]の事
[illegible]御殿[illegible]御[illegible]備[illegible]
[illegible]
一上[illegible]
[illegible]一[illegible]
人[illegible]
一[illegible]
[illegible]事[illegible]

一徳川家火消役を勤し以来多く年
を経て人数多く百姓日傭の者共多くやとい或は所
々借或は家を買て其人数をもって其外火消道具
ちらの提灯幟旗等まで其費毎年しれ
一昔は所役多くなりて第一
高禄の人々百姓等を利得なる者とん沿岸大坂抜荷等
の事を始め諸国へ出役の人数を減じ又は火消役に
なる其利高の少減し又は火消役に出て
ちらし地代等中年にて借し其借高利すくなく
年の内結ぶく程くれ内入をなす事共を近年諸国
人の方法諸国等中は百姓共の代を借共
家屋敷を質求入或は外の方質求此者共に高く
御ゆるして居借を高の減せし以来の共居を借て高質
仕なのこと若其質内を居借役の借を増し初へ年と相関し
一武士屋敷并新所多く年来
事を仕中の手付を相定仕事を仕なる細を伺を考ひ
始屋敷狭く数多くすし而寛文年間の大火事の後居所焼
失の時代に下屋敷なし業に中屋敷の人数相増
御人数を召抱に成狭く後屋敷に数相増又は家抜荷
物をたくさん蔵屋敷なし業に沿岸屋敷の数多く
是二つ百年以来火事のたびに中に御城近くの屋敷を
他所へ移し中業に第一に御大名の中屋敷
新屋敷なしに中の屋敷に御大名の屋敷
減し仕て居借を高の減せし以来居を借て高質
仕なのこと若其質内を居借役の借を増し初へ年と相関し

頃の後ろ〻久しからざる所屋をゆれされ是三つ新造より建立
の神社仏寺等と業は勿論て其つゐ百姓屋も移るされ又其例に準
当春業門前の町屋等も社わと其類をゆるされ百文宛是三
年業の風俗過侈よりして有徳の町人又い備前中山まで下屋敷
なを構へて手数を掛られ是ゆえ 市場の地年〻に繁く如事
古来わは二三倍と及へくはくと米穀野菜なをも地の減
はのゝ高くは京都より此料其京都より来るゆゑ衣
食器具の類も又古来より二三倍はゆえ物れい六七年前
中より次第に日〻に二つ三つ倍はゆえ
高くはいろ〻はのもも入来はゝ人数を多い立ゆえ其
物の数、市より宮はして其値の増加年其ゆえ
右十二條当年市場繁昌よりて備物の値高く成年其ゆえ但十二條の

中其年は公方より禁を除れ第一番に有之ゆえ二百十年以来諸物の
値段は高く成来ゆえ五倍を云ふ以上ゆえ又当年は
物て以後の市場のなかわを下成ゆえ及ぶ作
天災より当年の値物の値高く成ゆえ

一當地度〻火事の事

火事の時手負ふかゆえ人を使ふ者と器財を求ゆえ
作職人乃工料と高賃わ値を高成ゆえ其負ふ者ゆえ
又名住居者ゆえ器財を求ゆえの料を取ゆえ
此金〻わの値高く事を増ゆえ其程〻一度高成値
段〻減〻ゆえ

一大地震所箱根芦長浦当年書付の事

此事年世の大変ゆえ
上様御入国まで及ぶ伝大名

の人数も多く公私の費へかり出す事

公私の費民信の困れし事御製
條下に費信の困れし事と同じく

一京都火事の事

京都火事の後信用の價高くなる事、昔応の大事に例し同じく
但諸國より同じ心ある京方出る毎に其用の價高くなる事
天下に及ぶ事勿論なり

一大坂高潮の事

此外大災も此度京都火と同じくなり

一東國砂降の事

此度多く其地震度なりしかども御役金を賜り收斂
中の信用なり砂を除し少しく流弊なきなり
右三條皆是天災なりて信用の價高くなる事古法也
五條は過去事なり此度又生年信用の價高くなる後價

減ずる事細を志向に以て書出す

風俗の事

一御旗本の風俗むつかしき事

武家は事に高人なるの高貴なる時は利を以て拙なる事に成
地方は新米なれ一度は入給者は殆なる限の外なるも
ふと增加するのいとしたれの其一年は入を以て上に公役を出さるし
下は家役を拔き中に親族信心の分限を始め衣服飲食葬
祭財宝の用は是等に比古来御旗本の家事皆其身に御法
御上法又は幾府御役者遠所御役者等なる事一年に二度
上に財用の事是等寒窮に成て出る勤ひれ人有之に公役を
以て當家は御家風厚くして活人外は佛に毎事に独て費を
惜むし後小に独に貧乏の中法り一信の御加增を京下に達する

下賤貴賤を問ず 仍て軍法を横ると雖も又諸大名の手を命ずる
御書入を以て之を知るべしなり 御旗本の風俗かろかろ敷成て
なる事を思ひ合るに 当時の軍法は三軍年に兼ねて表裏
動りなれども年を経る事に倹約高くなりて価も又高くなり
物数御切米にて賞賜の金銀出て事足ぬと及ばざる事なり
下に成中に成て賞賜を貪求らしい程の事 小に上に移り事足らぬ事
其尚時の風俗よりも人毎に世を傾いにて叶ぬ事 出役料相成
しに成中を始め出役を勤るものも仕方なしにて其外の人々も
仕方なしに成て子細を知らず其天下に落こと賞なる想外の
節に事なり事足ぬ若成て又移り成ることもし事
其風俗に移れば又外事其に成れ 百業の軍家の代に成事に
事なりしに今の代に合ぬ仕方なる事に成長天周武代の風俗

外を師匠に事を学ぶ者に成し人間の賞いすく成る毎事義理成事
其に成れよ 当家に成御家風に成
成ることに成事なるべし 天道の好悪に成て上に下も落こと
御家に成に事を掌に成て下に当家に帰しまりに成
御家に成に風俗むしの成ることに成
基なる人に近年業の成成事
成に成事に成成事
成に成成事に成成
一御旗本の成中当地に成
当御使に成事を成に成人数多に成事
御軍役の御定に成又時に成事なる成役に成役
なる成に成定に成成中寛永九年九月 百に成出役百石に成

人数の法度を出され時をかなうすく[illegible]事い不苦いまく百姓[illegible]
なるべ[illegible]いまの代い人を味いこと百姓(いなるひと云れ[illegible]
ねしむなる事こと[illegible]此事ハ分今 尚京の御[illegible]の紀育事ハい[illegible]
[illegible]るハ近年ハ浮事ハ人を多く百姓[illegible]
此往来ハ[illegible]人数を多く成ハ自偏[illegible]
和入と[illegible]出来事い[illegible]道中宿の[illegible]
育しばく[illegible]の類ハ此事ハ言ていを仰事の假ハ[illegible]
いかをもく此常の妻を業ハ特なまく[illegible]大坂のこのをかけ[illegible]
此事をハ天下の人此なうん不いうう育しくんれ此[illegible]の元
中武色の事ハ[illegible]天下の人ハ[illegible]
のこ[illegible]ハ 上此御[illegible]
こ[illegible]外を[illegible]ハ 尚京の御[illegible]の相[illegible]

をたる事ハ人[illegible]ハ[illegible]ハ 異ハのこ[illegible]ハ[illegible]
ハ中間小者[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

一武家方百姓ハ[illegible]ハ[illegible]事此衣服夫[illegible]
ひ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
此業を[illegible]中の書[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
事[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

物を買ひ高賣しいとのと有之ハ分よりも世やすれ事共
業ハ人ハ世ハ衣服ハ分の外ハ美麗ハ成ハ所ハ有之ハ
も又ハ分ハ淳ハ此近年ハ業ハ此ハ物ハ金ハ増ハ物ハ
これハ世ハ細ハ共ハ潤ハ分ハ此ハ事ハ世ハ風俗ハ
ハ分ハ中ハ上ハ風俗ハ
実ハ世ハ中ハ此ハ事ハ有ハ此ハ仕ハ大名ハ仕ハ日ハ大ハ下ハ
ハ世ハ衣服ハ剃ハ有ハ
一近年業ハ金ハ高ハ事ハ此ハ業ハ物ハ過ハ世ハ
ハ此ハ世ハ人ハ勝ハ世ハ事ハ物ハ買ハ物ハ此ハ事ハ
事ハ共ハ絹ハ及ハ賣ハ
少ハ衣ハ服ハ此ハ事ハ仕ハ
買ハ業ハ

出ハ分ハ外ハ物ハ此ハ事ハ多ハ此ハ業ハ買ハ求ハ事ハ安ハ物ハ
買求ハ分ハ用ハ人ハ多ハ成ハ世ハ風俗ハ美麗ハ
の物ハ始ハ見ハ分ハ
事ハ物ハ此ハ又ハ外ハ師ハ内ハ賣ハ
ハ此ハ賣ハ仕ハ高ハ共ハ
の業ハ方ハ賣ハ物ハ債ハ減ハ
事ハ

一近年ハ業ハ衣服ハ深ハ物ハ始ハ債ハ
年ハ人ハ有ハ衣服ハ
物ハ類ハ四ハ乃ハ紙ハ貸ハ
物ハ人ハ有ハ
ハ中ハ信ハ今ハ日ハ

用をもて給ふ事なれば其後手拾を又のつりこしの代買求に給ふ事
は絹を以一つゝ買足給ふ事なれば銭を以買求給ふ事の
費とはなるの事をもすべくは

一近年は米の用ゐる所人員の中より有徳成る者多く
金銀を以て職人高人を始め諸用をも取給ふ
常其分限より過ぎたるの御かせぎと業を仕成ふの基敷
多くは上世御費を限り御使役有る事の作ゆゑにて
事を以米は不細に及ぶ代なる事并其代なる事すべ
もまた是を侮り競ひ合ふ心ばせ
富たるものゝ心をにくみ
十分にて九は十分を事記りは
勝手を及ぶ事なれば
方伝賞九人に炭の高賞しはの其賞

炭の値段に及ぶ程なる
炭油値段をもつて
第七一段は初編に

一年味噌伝来の種くれ
運上又は御用はかいなかりすべ
多くなりし事を以て諸寺の
なりすべ事なれば
一高賞人の石をは人数相
年武家方并所人の下人
ろく高賞仕りのものとし
金はは高賞なりし其石
其賞は値段中ゆゑ九
を減じ
一値段の値高くは事まこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一駕籠かき并二十立私のもの

二三人ずつ召連れ駕籠の数二百程有し内[illegible]

書を加へ入て三百人は[illegible]

毎年三百人は及ぶべし[illegible]

[illegible]

一近年仕候程言葉[illegible]

[illegible]

[illegible]

世よ約つれしるべく候天晴ゝ毛筆よりあるべくいう
之筆と候時の事ゝ毛筆にて御伺申しよ志ゝ
候ゝ事作歌

巳二月十一日

一年節雛

一國奏正議

右二部別冊寫之